(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(6)　内部最高周波数が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	尖頭値	平均値
一GHz以上三GHz以下	七〇デシベル	五〇デシベル
三GHzを超え六GHz以下	七四デシベル	五四デシベル

注　その設備の内部最高周波数に応じて、次に掲げる周波数帯においてこの表に規定する許容値以下である場合は、一GHz以上六GHz以下の周波数帯において許容値以下であつたとみなす。

(一)　内部最高周波数が五〇〇MHz以下のときにあつては、一GHz以上二GHz以下

(二)　内部最高周波数が五〇〇MHzを超え一GHz以下のときにあつては、一GHz以上五GHz以下

(三)　内部最高周波数が一GHzを超えるときにあつては、一GHz以上内部最高周波数の五倍の周波数又は六GHzのいずれか小さい方以下

(四)　内部最高周波数が不明のときにあつては、一GHz以上六GHz以下

(7)　妨害波電圧、妨害波電流及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　第四十八条各号に掲げる条件

十四　業務用放射等設備

(1)　利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

［新設］